

19 地域社会との連携

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子ども」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。こうした中、地域における学校の役割が大きくなる傾向があり、学校・家庭・地域の連携協力を強め、多様な大人が子どもに関わりながら教育活動を進めていくことが不可欠となっています。

教育は、地域社会を動かしていくエンジンの役割を担っており、教育により、子どもたち一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子どもたちが幸福に、より良く生きられるようにすることが求められています。

学校は、全ての子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていかなければなりません。一方、地域は実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子どもたちの学びを豊かにしていく役割を果たす必要があります。

こうした学校と地域の連携・協働を推進するため、学校内においては、地域との連携の推進を担当する教職員を配置するなどの校内体制の整備や、その際、社会教育主事有資格者の活用を図ることなどが求められています。

(参考文献:中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」平成27年12月)

1 青少年の体験活動

体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての子どもに対し、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に提供することが必要です。

(1) 学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進

学校外での子どもの体験活動の充実においては、地域や家庭が果たす役割は大変重要です。地域社会や保護者は、子どもがその成長に合わせて様々な体験ができるよう、体験活動の機会を提供する必要があります。また、地域や行政、学校、民間団体等は、子どもと保護者が参加できる体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進していく必要があります。

(2) 体験活動の定義

体験活動は、意図的かどうかを問わず、直接自然や人・社会等とかがかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含しています。体験活動の定義については、平成19年の中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」において、主として「体験を通じて何らかの学習が行われることを目的として、体験する者に対して意図的・計画的に提供される体験」とされています。そのため、特に社会教育

や学校教育の場において体験活動を提供する場合は、教育的な目的・効果を十分に考慮する必要があります。

また、体験活動そのものを目的とする場合と、体験活動を手段として何かを学び取らせる場合を区別しながら、議論することが必要です。

「体験活動」は、その内容に応じて、大きく三つの体験に分類されます。一つ目は生活・文化体験活動であり、例えば放課後に行われる遊びやお手伝い、野遊び、スポーツ、部活動、地域や学校における年中行事です。二つ目は、自然体験活動であり、例えば登山やキャンプ、ハイキング等といった野外活動、又は星空観察や動植物観察といった自然・環境に係る学習活動です。三つ目は、社会体験活動であり、例えばボランティア活動や職場体験活動、インターンシップです。

(3) 青少年の体験活動の意義・効果について

家庭学習やネット利用も含めた望ましい生活習慣の定着に向けても、体験活動は教育的効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかかわりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があります。体験活動は、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むために不可欠です。

また、規範意識や道徳心の育成においても、体験活動の意義は大きく、自然体験、生活体験の豊富な小中学生や、家庭でお手伝いを多くしている小中学生ほど、道徳観、正義感が高い傾向にあるという調査結果があり、青少年期の多様な体験活動が有効です。

参考文献：「青少年の体験活動等に関する意識調査」（令和元年度調査・国立青少年教育振興機構）

(4) 学校教育における体験活動の推進

学校教育法では「小学校においては、(略)教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。」(中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用)とされています。また、小学校学習指導要領では、「児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家族や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。」と体験活動の重要性が示されています。(中学校、高等学校、特別支援学校の各学習指導要領も同様。)

学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要です。

参考文献：「中央教育審議会答申『今後の青少年の体験活動の推進について』(平成25年1月21日)」

2 社会教育関係団体

「社会教育関係団体」とは、社会教育法第10条で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。」と規定されています。

社会教育関係団体には、PTA、女性団体、青年団体の他に、スポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会など、子どもたちの健全育成を目的とする少年団体があります。

(1) PTA

PTAは、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して、学校および家庭における教育に関し理解を深め、また児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため、会員相互の学習その他必要な活動を行う自主的な団体です。

① 学校および家庭における教育の理解について

学校と家庭とが、それぞれ教育の責任を分担し、密接な関係を保ちながら児童生徒の指導が十分に行われるよう学校における指導の方針や、家庭における教育の在り方等について、相互の理解を深める場として期待されています。

② 児童生徒の校外における生活の指導について

学校の教育方針に基づく校外の生徒指導に協力するとともに、健全な遊びや規律ある集団活動などを通して、児童生徒の心身の発達を促すよう、適切な指導を行うことや、少年団体等の育成を助ける役割が期待されています。

③ 教育環境の改善について

児童生徒が生活する地域環境を教育的に改善し、また、児童生徒の校外における生活の安全を確保することが重要であり、例えば、遊び場の整備、交通安全施設の設置、危険地域の改善などを促進することが期待されています。

家庭、地域社会それぞれについて、子どもたちを取り巻く環境が著しく変化し、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されている今日、学校と家庭、さらには、地域社会を結ぶ架け橋としてのPTA活動への期待は、ますます高いものとなっています。

(2) 子ども会

子どもは遊びを好み、複数いれば仲間遊びます。しかも、遊びが共通の興味をもつものであれば、その共通の目的のもとお互いが平等であるという仲間意識が生まれ、集団が作られます。

こうした子どもの遊びの仲間を組織化し、大人の力添えによる継続的な活動を展開することによって、子どもの心身の健全な成長を図ることを目的とした集団が子ども会です。

子ども会は大人の団体と違って、遊びによる活動を基盤とした特色をもつ団体ですが、その運営内容は、次のように考えることができます。

- ・ある一定地域に住む子どもを対象に、年齢の異なるメンバーで構成する。
- ・参加は自由であり、子どものニーズに基づいて活動内容を編成し活動する。
- ・独自の活動目標を持ち、指導者の援助のもとに子どもが自主的に運営する。
- ・親や教員を含む地域の人々の理解、援助に支えられて地域に根ざした活動をする。

したがって、対象が同じ少年であっても、目的団体として活動するボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団、スポーツ少年団などの団体とは、その性格を異にするものと言えます。

3 青少年教育施設

学校教育として行われる宿泊研修や学校外の自然体験活動その他の体験活動で利用できる青年の家や少年自然の家等を青少年教育施設といい、だれもが目的に応じて利用することができます。

なお、「道立青年の家」や「道立少年自然の家」の名称については、平成26年4月から「北海道立青少年体験活動支援施設（ネイパル）」と変更いたしました。

(1) 学校教育での利用

教育課程には、修学旅行などを含む学校行事やクラブ活動などが、「特別活動」として位置づけられており、多くの学校が学校教育の一環として青年の家や少年自然の家を利用して、遠足(旅行)・集団宿泊的行事などを行っています。

この遠足(旅行)・集団宿泊的行事は、社会教育施設の中で行われる学校教育であり、子どもたちが、平素と異なる生活環境の中で、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験を積むことをねらいとしています。

また、自然体験活動や創作体験活動など「総合的な学習の時間」のほか、部活動の合宿等にも利用することができます。利用にあたっては、引率者が事前に施設の使い方やプログラム・安全管理などについて、施設の職員と打ち合わせを行うことで、より大きな効果を上げることができます。

(2) 施設が主催する事業への参加

青少年教育施設では、学校教育での利用のほか、施設の設備や近隣の自然環境などの教育資源を活用して、独自に参加者を募集して「主催事業」を実施しています。学校外活動を活発化するためには、身近な場所における日常的な活動の促進はもちろんですが、青少年教育施設における体験活動へも大きな期待がかけられています。施設が主催する事業の案内は、施設の近隣にある各学校にも送付されているほか、各施設のホームページでも見ることができます。

【参考】道立青少年教育施設ホームページ

検索ワード：「道立青少年教育施設」

<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/seisyounensisetu.html>



北海道青少年教育施設協議会（道青教協）加盟施設

| 道立青少年教育施設 | その他の道内の主な青少年教育施設 | | |
|--|---------------------------|---|------|
| <p>青少年体験活動支援施設 ネイパル砂川 〒073-0108 砂川市北光496-25 TEL (0125)53-2246 FAX(0125)53-3012</p> | 施設名 | 郵便番号・住所・電話番号 | 宿泊定員 |
| <p>青少年体験活動支援施設 ネイパル深川 〒047-1273 深川市音江町2丁目7-1 TEL (0164)25-2059 FAX(0164)26-3600</p> | 国立大雪青少年交流の家 | 071-0235 美瑛町白金温泉 (0166)94-3121 | 400 |
| <p>青少年体験活動支援施設 ネイパル森 〒049-2141 森町字駒ヶ岳657-15 TEL (01374)5-2110 FAX(01374)5-2118</p> | 国立日高青少年自然の家 | 055-2315 日高町字富岡 (01457)6-2311 | 400 |
| <p>青少年体験活動支援施設 ネイパル北見 〒093-0216 北見市常呂町栄浦365-1 TEL (0152)54-2584 FAX(0152)54-2736</p> | 稚内市少年自然の家 | 097-0027 稚内市富士見4丁目 (0162)28-1632 | 200 |
| <p>青少年体験活動支援施設 ネイパル足寄 〒089-3734 足寄町常盤3 TEL (0156)25-6111 FAX(0156)25-6112</p> | 紋別生涯学習センター L i L A | 094-0023 紋別市元紋別140-1 (0158)23-2474 | 100 |
| <p>青少年体験活動支援施設 ネイパル厚岸 〒088-1113 厚岸町愛冠6 TEL (0153)52-1151 FAX(0153)52-1152</p> | 新冠町立日高判官館青年の家 | 059-2413 新冠町字高江16-2 (0146)47-2258 | 60 |
| | 札幌市青少年山の家 | 005-0862 札幌市南区滝野247 (011)591-0303 | 400 |
| | 北海道青少年会館 Compass(コンパス) | 005-0022 札幌市南区真駒内柏丘7丁目 8-1 (011)584-7555 | 177 |

※各ネイパルの宿泊定員は200名

※各施設の宿泊定員は、変更となっている場合があります。